

世界各國工業所有權制度便覽 (7)

註

(1) ② 加盟條約項中, M은 標章의 國際登錄에 關한 마드리드協定, O는 原產地 虛偽表示防止에 關한 마드리드協定을 나타낸다.

(2) ③ 商標法項中, O는 商標法이 「있음」을, X는 「없음」을, △는 他國의 商標法을 適用함을 나타낸다.

(3) ④ 審査項中 O는 方式, 선택상표심사를 포함하는 것을, △는 方式, 現저성에 대해서만 심사하는 것을 나타내며, X는 方式에 대해서만 심사하는 것을 나타낸다.

(4) ⑤ 商標權의 登錄項中, O는 「先願主義」를 採擇하고 있음을, X는 「先使用主義」를 採擇하고 있음을 나타낸다. 先願主義란, 商標權의 發生

이, 先願者에 對한 登錄에 근거하는 것이고, 先使用主義란 商標權의 發生이, 商標의 使用에 근거하는 것이다. 最近에는 純粹한 意味에서의 先願主義 또는 先使用主義로부터 兩主義의 「折衷主義」로의 移行이 世界的大勢이다.

(5) ⑥ 本國登錄要件項中, O는 「必要함」을, X는 「不必要함」을 나타낸다. 「本國登錄要件」이란 外國人에 대해서 自國以外的 國家에 出願하는 경우는 그 本國에서 事前에 商標登錄되어 있을 것이 要求됨을 말한다.

(6) ⑦ 讓渡要件의 項中, O는 「單獨」을, X는 「營業과 함께」를 나타낸다. 「單獨」이란 商標權을 讓渡할때에 營業과는 無關하게 商標權만의 讓渡가

許容됨을 말하고 「營業과 함께」란 商標權의 讓渡는 반드시 營業讓渡와 同時에 할것을 要함을 말한다.

(7) ⑧ 存續期間項中, 「出」은 出願日을, 「登」은 登錄日을 각기 存續期間의 起算日로 함을 나타낸다.

(8) ⑩ 出願公告項中, 月 또는 日數의 表示는 모두 公報 또는 官報等에의 公告期間 즉 그 사이에 異議申請이 許容되어있는 期間을 나타낸다.

(9) ⑭ 備考項中, (特)은 特異한 商標制度를 나타내며, 그중 「製造標」는 소련等 社會主義國家가 採用하고 있는 特異한 制度로 生産企業이 이를 附着할 義務를 負擔하고 있는 責任標를 말함.

(金亨昊 記)

商標制度

州名	國名	① 과리 條約	② 加盟 條約	③ 商 標 法	④ 審 査	⑤ 商 標 法 에 登 録	⑥ 本 國 登 録 要 件	⑦ 讓 渡 要 件	⑧存續期間		⑨ 不 使 用 (年) 取 消	⑩ 出 願 申 公 請 告 異 (月)	⑪ 商 分 品 業 務 類	⑫ 서 어 비 스 표	⑬ 國 際 商 品 分 類	⑭ 備 考
									起 算 日	期 (年) 間						
아 시 아	(東 南 아 시 아)															
	아 프 가 니 스 탄	X	-	O	O	X	-	-	出	10	-	15日	상품34			
	인 도	X	-	O	O	X	X	O	出	7	5	3	서비스2	O	O	(特)防護標章
아 시 아	인 도 네 시 아	O	-	O	O	X	X	X	登	10	3	無	35	-	O	1987.6.15 改正
	시 베 트 남	O	O.M	O	-	O	X	-	出	10	5	不明	34	O	O	(1 出願 4Class 以內)
아 시 아	캄 푸 치 아	X	-	△ 佛	-	X	-	O	出	15	無	無	34	-	O	

特許情報

州名	國名	① 과리 條約	② 加盟 條約	③ 商 標 法	④ 審 查	⑤ 商 標 法 에 登 錄	⑥ 本 國 登 錄 要 件	⑦ 讓 渡 要 件	⑧存續期間		⑨ 不 使 用 取 消 (年)	⑩ 出 願 申 請 告 異 (月)	⑪ 商 分 品 業 務 類	⑫ 서 어 비 스 표	⑬ 國 際 商 品 分 類	⑭ 備 考
									起 算 日	期 (年) 間						
스 대 中 臺 홍 大 아 日 내 과 파 미 시 아	리 랑 카	○	○	○	×	×	×	×	出	10	5	3	상품34 서비스8	○	○	舊英國商品 分類를 採用 1988. 11. 1 국제분류로 이행 1983. 1. 14 一部改正 (特)防護標章 1986. 9. 1 一部改正 1987. 1. 1 一部改正 獨自分類 (特)防護標章 獨自分類 (特)防護標章 本國 에 登 錄 되 어 있 는 것 이 必 要
	국	×	-	○	○	×	×	×	出	10	5	90日	50	-	-	
	國	○	-	○	○	○	×	×	登	10	3	3	34	-	○	
	灣	×	-	○	○	○	×	×	登	10	2	3	商品103	○	-	
	콩	○	-	○	○	○	×	○	出	7	5	2	서비스 12	-	○	
	大	○	-	○	○	○	×	×	登	10	1	30日	商品53	○	-	
	韓	○	-	○	○	○	○	○	出	10	5		서비스 12	○	-	
	民	○	-	○	○	○	○	○	登	10	3	2	34	-	-	
	國	○	-	○	○	○	○	-	出	7	無	無	-	○	-	
	國	○	-	○	○	○	○	○	出	7	5	4	34	-	○	
北	○	M	○	○	○	×	○	出	10	5		無	○	-		
日	○	O	○	○	○	×	○	登	10	3	2	34	-	-		
내	×	-	○	○	○	○	-	出	7	無	無	-	○	-		
과	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	4	34	-	○		
파	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	4	34	-	○		
미	×	-	未 施 行	(Common Law에 근거하여, 미안마內的 新聞에 警告의 告示를 함)												
시	○	-	○	○	×	本 國 에 登 錄 되 어 있 는 것 이 必 要	×	登	20	5	30日	商品34 서비스 8	○	○		
아	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		
상	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		
가	×	-	○	○	×	×	○	出	10	-	-	34	○	○		
포	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		
르	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		
몽	×	-	○	○	○	×	×	出	10	-	-	34	○	○		
말	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		
레이	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		
지	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		
아	×	-	○	○	×	×	○	出	7	5	2	34	-	○		

特許情報

州名	國名	① 과리 條約	② 加盟 條約	③ 商 標 法	④ 審 査	⑤ 商 標 法 에 登 録	⑥ 本 國 登 録 要 件	⑦ 讓 渡 要 件	⑧ 存續期間		⑨ 不 使 用 取 消 (年)	⑩ 出 願 申 請 告 異 (月)	⑪ 商 分 品 業 務 類	⑫ 서 어 비 스 표	⑬ 國 際 商 品 分 類	⑭ 備 考
									起 算 日	期 (年) 間						
(中 近 東) 예	라 오 스	×	-	△ 佛	-	×	-	○	出	15	無	無	80	-	-	舊프랑스商品分類를 採用. 1968年11月30日 과리條約 廢棄
	멘	×	-	○	-	○	本國 에 登 録 되 어 있 는 것 이 必 要	-	-	-	-	-	商品34 서어비스 8	○	○	第32類(알콜類) 以外에는 國際分類 를 採用
아	이 스 라 엘	○	○	○	○	×	×	○	出	7	2	3	商品34 서어비스 8	○	○	獨自分類
	이 라 크 이 란	○	-	○	○	×	×	×	出 出	15 10	2 3	90日 30日	34 商品34 서어비스 1	-	-	
시	쿠 웨 이 트	×	-	○	○	×	○	×	出	10	5	30日	33	-	○	第32類, 第33類以 外에는 國際分類를 採用
	카 프 로 스 사 우 디 아 라 비 아	○ ×	- -	○ ○	○ ○	×	×	○ ○	出 出	7 10	5 5	2 90日	34 商品33 서어비스	- ○	○ ○	· 第33類 以外에는 國際分類를 採用 · 1 出願 1類에 變更 1984.4.1. 改正
아	요 르 단	○	-	○	○	×	×	×	出	7	2	3	34	-	○	第32類, 第33類以 外에는 國際分類를 採用
	시 리 어 키 터 어 키 는 레 바 는	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	出 出 出	10 10 15	無 3 無	無 無 無	34 34 無	○ ○ ○	○ ○ ○	
카	타 르	○	-	○	△	○	-	×	出	10	5	4	商品34 서어비스 8	○	○	第33類는 삭제

特許情報

州名	國名	① 파리 條約	② 加盟 條約	③ 商 標 法	④ 審 査	⑤ 商 標 法 에 登 録	⑥ 本 國 登 録 要 件	⑦ 讓 渡 要 件	⑧存續期間		⑨ 不 使 用 取 消 (年)	⑩ 出 願 申 請 告 白 (月)	⑪ 商 分 品 業 務 類	⑫ 서 어 비 스 표	⑬ 國 際 商 品 分 類	⑭ 備 考
									起 算 日	期 (年) 間						
오세아니아	호주	○	-	○	○	×	×	○	出	7	3	3	商品34 서비스	○	○	(特)防護標章 노르 포크에도 保護의 効력이 미침.
	新西兰	×	-	○	-	○	-	○	出	14	5	3	8 -	-	○	(特)防護標章 쿠크 諸島 및 토케라움 諸島에는 保護의 効력이 미침. · 서비스 마크는 1988.5.1부터 登錄 可能
	파푸아뉴기니아	○	○	○	○	×	×	○	出	7	5	3	商品34 서비스	○	○	(特)防護標章 쿠크 諸島 및 토케라움 諸島에는 保護의 効력이 미침. · 서비스 마크는 1988.5.1부터 登錄 可能
프리카	나우루	-	-	○	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
	파푸아뉴기니아	-	-	○	○	×	×	○	出	10	3	3	商品34 서비스	○	○	
	이집트	○	O.M	○	○	○	×	×	出	10	5	3	商品34 서비스	○	○	
	알제리	○	O.M	○	×	○	×	-	出	10	1	-	12 34	○	○	
	우간다	○	-	○	○	×	×	-	出	7	5	60日	34	-	○	
	아이티	×	-	-	×				(에리트리아 公報에 警告의 公示를 함으로써 假保護를 받을 수 있다)			無	-	-		
	가나	○	-	○	○	×	×	×	出	7	5	2	34	-	○	
	가봉	○	-	○	△	-	×	○	出	10	5	6	-	○	○	TRT加盟 아프리카 카工業所有權機構 (OAPI)에 加盟. 共同特許局
	키냐	○	-	○	△	-	×	○	出	10	5	6	-	○	○	共同特許局
	케냐	○	-	○	-	×	-	○	出	15	無	無	34	-	○	
리공고	○	-	○	○	×	×	○	出	7	5	60日	34	-	○	아프리카 工業所 有權機構(OAPI) 에 加盟. 共同特許局. TRT加盟	
카자흐스탄	리공고	○	-	○	△	-	×	○	出	10	5	6	-	○	○	아프리카 工業所 有權機構(OAPI) 에 加盟. 共同特許局. TRT加盟
	자이르	○	-	○	×	×	×	×	登	10	3	不明	34	○	○	
	비아라온	○	-	○	○	×	×	-	出	7,14	5	2	34	-	○	(特)防護標章
시에라리온	×	-	○	○	-	×	×	出	14	5	3	50	-	-	舊英國商品 分類를 採用	

<계속>